

<b>第1回 定例教育委員会議事録</b>		日 時 : 令和5年1月25日(水)	
		場 所 : 菱刈庁舎3階大会議室	
開会、閉会に関する事項		10時00分 開会 11時05分 閉会	
出席委員	教育長 春田 浩志 教育委員 永野 治 教育委員 長野 則夫 教育委員 久保田 悦子 教育委員 長野 吉泰	議場に出席した者の氏名	教育総務課長 平崎 祐実 学校教育課長 竹下 健一郎 社会教育課長 中村 康雄 文化スポーツ課長 浅山 典久 学校給食センター所長 有馬 洋一郎 書 記 茶園 浩幸 書 記 中原 百恵
	議事日程		別紙のとおり
<b>審 議 状 況</b>			
<p>(春田教育長) ただいまから令和5年第1回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(茶園係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。</p> <p>(春田教育長) 「令和4年第12回定例教育委員会議事録の承認」を議題とします。事務局より報告をお願いします。</p> <p>(茶園係長) 令和4年第12回定例教育委員会議事録について報告(別紙「概要報告書」により報告)</p> <p>(春田教育長) ただいま事務局より令和4年第12回定例教育委員会議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(春田教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(春田教育長) 令和4年第12回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。 教育長報告については、お手元の令和4年12月23日から令和5年1月24日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。 (別紙「諸般の報告」により日を追って報告)</p> <p>(春田教育長) 続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、永野治委員お願いいたします。</p>			

(永野治委員)

はい。私は、新年の「二十歳のつどい」に参加しました。第一印象として、子どもたちが随分大人しくなったと感じるところでした。やんちゃな活発な子もいたような気がしますけれども、ずいぶん落ち着いて大人しくなっている印象を受けました。今回から新型コロナウイルス感染症の関係もあったのでしょうが、オープニングが無かったですよね。オープニングが無かったので、開会のスタートがいきなりでしたので、子どもたちの落ち着きがなかったような感じがしました。オープニングが無いのはそれで良いと思うのですけれども、だったら早めに参加者は会場の中に入れた方が良かったのではと思いました。ぎりぎりで開催も少し遅れましたので、そのあたりは来年少し考えないといけないと感じたところでした。せっかくの式典ですので、整然スタートできればもっと良かったのではと感じました。子どもたちは非常に落ち着いていて良かったと思います。

先程教育長もおっしゃいましたが、1月15日の始良・伊佐地区生涯学習推進大会に私も参加しました。例年社会教育に功労した方々の表彰と、各地区から学習の成果の発表があり、その中で伊佐市のeスポーツ関係者の活動発表がありました。私もeスポーツについて聞いたことはありましたが、どういう活動をしているか内容をよく知らなくて、今回の発表で初めて内容を聞いて面白い取り組みだと感じる場所でした。講演では、始良市蒲生の漆小学校の元PTA会長が、まちづくりの話をされましたが、非常に興味のある話でした。

私の方からは以上でございます。

(春田教育長)

はい、ありがとうございます。続きまして、長野則夫委員お願いいたします。

(長野則夫委員)

はい。私も「二十歳のつどい」に参加させていただきました。年々内容が良くなってきていると思いますが、永野委員も言われたように集合が悪いのではないかと感じました。式の方は、教育長がコートを持ってこられました。二十歳の時のものを今でも大事に着用されていられることに感動した場所でした。毎年実行委員会の企画ということで、色々な催しをされるのですが、今回も内容的には良かったのですが、少し時間が長すぎたのではと感じましたので、来年以降実行委員会の方々も大変だと思いますが改善していただけたらと思います。

以上です。

(春田教育長)

はい、ありがとうございます。続きまして、久保田委員お願いいたします。

(久保田委員)

はい。私の言いたかったことは、長野則夫委員がほとんどおっしゃいましたので特にございませぬ。教育長のコートのお話は、自宅で子どもたちへ話した場所ですが、子どもたちに二十歳の時の思い出や記念を私につくってあげられたのかと、自分自身が親として考えさせられたりする場所でした。

以上です。

(春田教育長)

はい、ありがとうございます。それでは、長野吉泰委員お願いいたします。

(長野吉泰委員)

はい。私も1月3日、「二十歳のつどい」に参加させていただきました。実行委員が皆頑張っていたと私は思います。後日実行委員の一人と話す機会があったのですが、夜まで盛り上がり楽しい一日だったということで、凄く良かったねという話をした場所でした。

以上です。

(春田教育長)

ありがとうございました。教育長及び委員の報告については、以上でよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(春田教育長)

次に、議事に進みたいと思いますが、今回は、報告事項はありません。付議事件が3件ございます。まず、議案第1号「伊佐市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(平崎課長)

はい。資料は、3ページになります。本件は、学校給食費の徴収及び管理をこれまで私会計で行っていましたが、令和5年度から公会計へ移行することに伴い、学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を制定する必要があるため、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第2号の規定により、市長に意見を申し出ることについて、議決を求めるものです。

条例の内容につきましては、4ページをご覧ください。

第1条において「条例の趣旨」、第2条において「学校給食」、「学校給食費」、「保護者等」の用語の意義を定めています。第3条において「学校給食を実施する学校等」を定め、第4条において、これまで学校給食の申し込みは行っていませんでしたが、今回、公会計化へ移行するに伴いまして、給食費の申し込みを行うということになり、全児童生徒から申し込みをとるという形に変わってまいります。第5条においては、学校給食費の徴収は市が行うこととし、徴収額は規則に委任しています。第6条では学校給食費の納入について定めています。5ページをお開きください。第7条においては、未納者への対応について定めています。第8条において、給食費の減免ができることを定め、第9条ではこの条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるとしています。施行日は令和5年4月1日とし、準備行為につきましても規定してあります。なお、この条例につきましては、現在(案)の段階でございまして、市長に条例の制定を申し入れますが、今後市長部局の法制審議会等を経まして、議会に提案することとなりますが、今現在の条例案であることをご理解いただきたいと思います。この条例は公会計へ移行するにあたり、学校給食費徴収の根拠をしっかりと定めるための条例でございます。

以上、で説明を終わります。

(春田教育長)

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(永野治委員)

一つよろしいでしょうか。

内容についてお伺いしたいのですが、第7条第1項に延滞損害金を支払わなければならないとの条文があり、第7条第2項に「延滞損害金を支払わなければならない者にやむを得ない事由があると認められる場合は、当該延滞損害金を減額又は免除することができる。」とあります。この期間は給食費を払わなければいけなかった時期を考慮してなのか、延滞金ということは例えば私が以前PTA会長をしていた時3年くらい延滞した人の事例もありましたが、給食を食べた時期の事由なのか、その後払わなかったやむを得ない事由というのは何年くらいまで見るのでしょうか。

(平崎課長)

はい。この延滞損害金に関しましては、奨学生条例の時にも出てきましたが、民法上の適用となりまして、あくまでも我々が未納者に対して損害賠償請求を行うというのが原則となります。その損害金を請求しないというのがこれまでの流れでありまして、取ったことは無いと思います。本来、損害金が発生し得る案件に関しましても、免除することができるために第7条第2項を定めています。委員からの質問にありました期間につきましてはですが、損害金をどれだけ請求するかは、民法上の規定に基づき金額を算出することとなります。実際取らないことも出来るということも条文の中に入れる形になります。

(永野治委員)

期間に係る規定は盛り込まなく、民法を適用するということですね。

免除することができると思いますが、何年くらいまでとか数字的なものはないのですね。

(平崎課長)

はい、それはないです。元金を入れてもらえれば、延滞金を請求することにはならないと思います。

(永野治委員)

納入がなければ、元金はずっと残っていくのですか。

(平崎課長)

はい、現在給食費に関しましては、未納があまり発生しない状況にあります。これは児童手当を充てられることから、ほぼ未納は発生していません。

併せてですが、今回公会計に移行することで、これまで学校で給食費を徴収していましたが、全て教育委員会の方で徴収することとなりまして、学校における給食費徴収事務に関しては基本的にはなくなることとなります。

(春田教育長)

平崎課長の方からありましたが、国の方も教員の業務改善とのつながりもありまして、本来学校がすべき仕事かということもあり、これは行政で取り扱うのが望ましいという方向を受けて、本市は県内でも早めの対応をとることとなりました。

(春田教育長)

他にございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(春田教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第1号「伊佐市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(春田教育長)

賛成多数ですので、議案第1号は、議決されました。

次に、議案第2号「伊佐市学校分収造林基金条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。資料は、6ページになります。本件は、学校林に係る分収林の売払代金が1,000万円を超える事例が発生していることから、売払代金の全部又は一部を市が設置する基金に積み立て、当該学校の健全な運営等に資するため、基金条例を制定することについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第2号の規定により、市長に意見を申し出ることについて、議決を求めるものです。

資料6ページは、議会へ出す議案の形式をそのまま載せてございます。提案理由の箇所と一枚紙で「令和5年第1回定例教育委員会資料修正内容一覧」をご覧くださいと思いますが、提案理由の中で、「売り払い」を「売払」、「運営」を「経営」に修正が生じていますので、修正をお願いしたいと思います。

条例内容については、7ページになります。

第1条において「設置の目的」、第2条で「基金として積み立てる額は、売払代金のうち予算で定める額」とし、第3条で「基金の管理方法」、第4条で「運用益金の処理方法」、第5条で「基金の処分条件」について定め、第6条で「委任」を規定しています。

この条例につきましては、施行日は令和5年4月1日としていますので、基金積立は令和5年度になってからとなります。なお、令和3年度の実績ベースでは、〇〇学校に【 】円と【 】円の合計【 】円が分収林の売払金として発生しています。その他、□□学校に【 】円、△△学校に【 】円の売上金が発生しています。これまでは売払金額が【 】万円を超えないということから、学校長もしくはPTAの通帳へ市林務課から直接振り込みを行い、使っていただいております。当然使う場合は教育委員会との協議が必要な場合もありますので、そこは連携をとってはきておりますが、令和4年度におきまして、◇◇学校に【 】円の分収林の売払金が発生しています。併せて▽▽学校に【 】円と【 】円

の合計【 】円が発生しています。▽▽学校においては、令和5年度にも【 】円程度の売払金が入ってくるのではないかとの情報も今入っております。従いまして、◇◇学校と▽▽学校が多額の金銭を管理できないということから校長の方からも相談がありました。他市の状況を色々と調べますと、基金条例を作って一旦基金に積み立てて、学校の運営に係る予算に充てるということもあり、学校側と協議をしながら、我々が予算上でしっかりとこの売払金を使っていくという形をとらせていただくということで学校とも話がつきました。令和4年度の売払金の一部を令和5年度に積立て今後運用していくということで、今回基金条例を作るということになりました。ちなみに、◇◇学校と▽▽学校それぞれ【 】円程度を基金に積み立てる予定です。

以上で説明を終わります。

(春田教育長)

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(春田教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第2号「伊佐市学校分収造林基金条例の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(春田教育長)

賛成多数ですので、議案第2号は、議決されました。

次に、議案第3号「伊佐市奨学生条例施行規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。資料は、8ページになります。本件は、昨年12月議会で伊佐市奨学生条例が全部改正されたことに伴い、伊佐市奨学生条例施行規則を全部改正することについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定により、議決を求めるものです。

改正内容については、9ページになります。今回の規則の改正は、奨学金条例の改正が全部改正方式を採用したため、規則の改正も全部改正方式を採用し改正していますので、よろしく申し上げます。

別紙「参考資料1 伊佐市奨学生条例」、「参考資料2 伊佐市奨学生条例施行規則(旧規則)」を配布してありますので、必要に応じてご覧ください。

第1条は「趣旨」を定めていますが、別紙「令和5年第1回定例教育委員会資料修正内容一覧」の3表目のとおり、条例番号を「令和4年伊佐市条例第26号」に修正をお願いします。第2条は「願出」について規定し、添える書類の中から作文を削除しています。第3条及び第4条についてはこれまでのとおりとしています。第5条では「奨学生の決定等」について、条文の整理を行っています。第6条で「奨学金の交付」とし、奨学金に加え入学準備金の交付について定めてあります。第7条で、「在学証明書の提出」を定め、第8条において「異動の届出等」について定めてあります。第9条で「奨学金の休止及び再開」について規定しています。第10条においては、「貸与が終わった後の借用証書の提出」について規定し、第11条で「奨学金の返還」、第12条で「奨学金の返還免除の手続き」を規定し、第13条では「返還猶予の願出の手続き」を規定しています。第14条は、別紙「令和5年第1回定例教育委員会資料修正内容一覧」を併せてご覧ください。第14条第1項では、条例第15条第1項に係る手続きについて定めてあり、これについては修正はありませんが、別紙「令和5年第1回定例教育委員会資料修正内容一覧」の2ページに記載してありますように、第14条第1項中「なお、就業に関する形態は別表のとおりとする。」を削除し、「就業に関する形態は別表のとおりとする。ただし、転職した場合にあっては、退職してから新たに就業するまでの間で無職となる期間がなければ、継続して就業の実態があるとみなす。」に改め、これを第14条第2項に移してあります。これに伴いまして、先に配布しました資料の第14条第2項を、第14条第3項として運用していき行き

たいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。第14条第3項では、特例に要る返還免除の取消し等について規定しています。また、別紙「令和5年第1回定例教育委員会資料修正内容一覧」の2ページ一番下の表ですが、別表の備考欄の上段を社会保険の対象者と同様の言い回しに修正してございます。第15条では、条例第15条第2項により返還猶予期間が継続して5年となったときの免除手続きについて規定しています。なお、附則第1項において施行日は令和5年4月1日とし、施行日前でも準備行為はできるとしています。附則第2項においては、令和5年4月1日以降に貸与を決定したもののについて適用する旨規定しています。

以上で説明を終わります。

(春田教育長)

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(長野吉泰委員)

はい。色々な事を想定して、色々手続きをするような規則になっていると思います。結構早い段階、5月頃から学生は奨学金の申請を行っていくと思うのですが、早い段階から対応していけるようなということですよ。

(平崎課長)

はい。令和5年度の奨学生の募集については、1月15日号の市広報誌に掲載してございます。今回条例上では事前準備ができるようになっていきますので、申し込みの受付は2月1日から行えるようにしています。今後、3月に奨学生選考委員会を開催し、4月に正式に決定し、貸与が始まることとなります。

(長野吉泰委員)

はい、ありがとうございました。

(春田教育長)

他にございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(春田教育長)

質問・ご意見等ないので、議決に入りたいと思います。

議案第3号「伊佐市奨学生条例施行規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(春田教育長)

賛成多数ですので、議案第3号は、議決されました。

以上で、準備された議事については終わります。

次に、委員から提出された動議の討論等に入ります。前もって提出された動議はございませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(春田教育長)

特にないようですので、以上で討論等を終わります。

続きまして、その他の件に入ります。

教育総務課から、「定例教育委員会の開催時間」についてご協議いただきたいことがあるようです。教育総務課長説明をお願いします。

(平崎課長)

はい。私の方から恐縮でございますが、定例教育委員会の開催時間につきまして、ご協議いただきたいと思います。過去10年間に開催された120回のうち、午後からの開催が6回で、それ以外は午前の開催となっています。今回の提案としましては、委員の皆様が全員お揃いになる時間帯が良いのではないかとというふうに事務局としては思っているところです。事前に教育長とも協議していますが、市

町村によっては2時、3時に開催している自治体も多いようです。委員の皆様で協議していただきまして、午後からの開催でもよければ開催時間の調整をしていただきまして、委員の皆さんが可能な限りお揃いになるような会になって行けたらということで、今回ご提案いたします。開催時間についてご検討いただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

(春田教育長)

以上のお通りですが、開催時間についてはいかがでしょうか。現在は月に1回の10時というのがほとんどですが。いかがでしょうか。

(永野治委員)

午後と決めたら、今から先の定例教育委員会は午後からという通例化しようとする話しをするわけですか。

(平崎課長)

はい。実は令和2年から令和4年の3年間は、ほぼ10時からとなっています。平成21・22年の頃は、午前、午後とその都合で開催時間を変えていたと思います。ここ5・6年は10時もしくは9時30分となっています。

(永野治委員)

ここで決めることは、午後が良いとなったら午後が通例化するというを決めるということですか。

(平崎課長)

原則決めていただければ、午後からの開催となります。

(永野治委員)

以前は、私たちがどうしても都合が悪いとなると、日にちの変更をしていただいていたと思います。その都度提案をして次回は午後にしましょうかということではいけないのでしょうか。私は個人的には、午前中で定例教育委員会が終われば、仕事をする時間が取れることから午前が良いのですが。どうしても何か入り忙しいとなれば、次回は午後にするとかその都度言えばいいのではないのでしょうか。

(長野則夫委員)

実は、私は午後でしたら100%参加できると、教育総務課長とも話をしたところでした。本当に申し訳ないという気持ちがありまして。今日は都合が付き来ることが出来たのですが。

(永野治委員)

それは合わせることができますね。

(長野則夫委員)

出来ましたらそうしていただけたらと思います。

(永野治委員)

長野吉泰委員は、どうでしょうか。

(長野吉泰委員)

私は、教育総務課長に個人的には午前中が良いと言いましたが、月に1回ですので、午後となりましたら何とかしようかと思ひます。

(春田教育長)

久保田委員はいかがですか。

(久保田委員)

はい。決まりましたらそれに合わせていきます。

(春田教育長)

教育総務課長、この開催時刻は次回からの話ですか。

(平崎課長)

はい。規則上は毎月25日という日にちしか決まっています。時間は招集する方で決めればそれで良いと思うのですが。皆さんのご都合を合わせていた方が良いのではと思っています。

(永野治委員)

皆参加できる時間が良いですね。

長野則夫委員は、1時からでしたら大丈夫ですか。時間的には。

(長野吉泰委員)

1時、2時、3時、午後でしたら大丈夫です。

(永野治委員)

皆が参加出来る状態というのがベストですから、私も合わせることは出来ます。

久保田委員はどうですか。

(久保田委員)

大丈夫です。

(永野治委員)

あとは時間ですね。

(長野吉泰委員)

出来ましたら午後2時が良いです。

(平崎課長)

我々も午後2時くらいで考えていました。

(永野治委員)

それは私も大丈夫です。合わせることは出来ます。

(平崎課長)

私が言うのも何ですが、固定することではなく見直しも含め、まずは午後2時で何回かやってみてはどうかと思います。

(永野治委員)

私も、それでいいと思います。

(春田教育長)

必ずこれを絶対だということではなく断続的に運営しながら、教育総務課長、しばらくは午後2時からの開催ということでやってみて、次回はいついつ何時ですよということをこの会で確認しながらやってみてはどうですか。

(永野治委員)

当面は午後2時でやって行けばいいと思います。

(春田教育長)

では、事務局の方はよろしいですか。

(教育総務課長)

はい。

(春田教育長)

当面は試行として、午後2時からのスタートということでよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(春田教育長)

その他ございませんか。

(全員)

ありません。

(春田教育長)

それでは、ないようですので、これもちまして、令和5年第1回定例教育委員会を閉会いたします。

(茶園係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。